

退職手当の大幅削減を許さないたたかいをすすめよう

全教・生活権利局

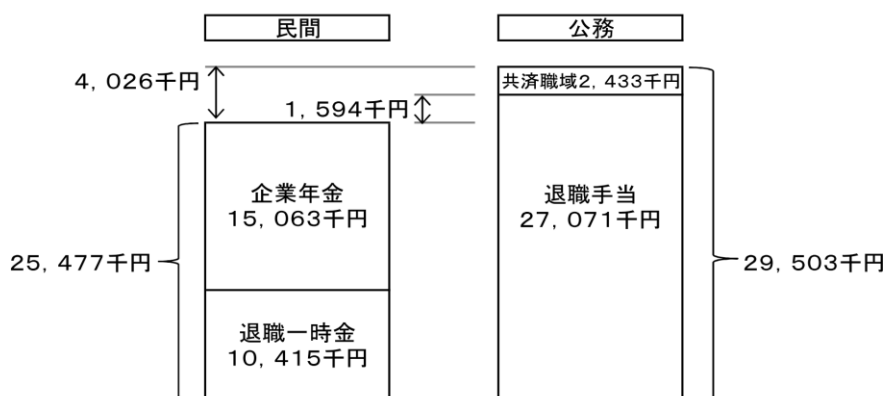
1、退職手当削減をめぐる現状と経過について

(1) 野田内閣は5月29日に開いた閣議で、川端総務大臣が、国家公務員の退職手当を平均で402.6万円削減することとし、具体的に立案作業をすすめるとともに、今後、労働組合などとの交渉・協議にのぞむとする報告をおこない、了承されました。この閣議における了承をふまえ、全教も加盟する公務労組連絡会などに対して、正式提案が行われる見通しです。

閣議報告にあたり、事前に当該の労働組合への提示もなく、さらに「有識者会議」における議論が継続中であるにもかかわらず、強引に閣議に報告し、了承されたことは暴挙というしかありません。

(2) 国家公務員の退職手当をめぐっては、昨年8月に人事院が政府から退職給付にかかわる官民較差の調査を要請されました。そして、人事院は今年3月7日、公務の退職給付額が民間よりも402.6万円上回っているとする調査結果(図表1)を公表し、政府に対して「必要な見直しを行うことが適切」とする「見解」を示しました。

図表 1 退職給付の官民比較結果



これをうけ政府は、4月26日に行革担当相の岡田副総理のもとに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」(以下「有識者会議」)を設置して対応を議論してきました。

「有識者会議」は、わずか3度の会合を経て、5月23日に以下の事項を主な内容とする「中間的な議論の整理」を取りまとめました。

- 1) 官民較差402.6万円の調整は、職域年金が支給される当面の退職者についてはその全額を退職手当の引き下げでおこない、退職手当の支給水準を2707.1万円から2304.5万円に減額する。
- 2) 引き下げ幅が大きいことをふまえ、段階的引き下げ措置を講ずることが適切とする意見と、税収の落ち込み等の状況下で、較差の調整を一時に行うべきとの意見があった。
- 3) 早期退職に対するインセンティブを付与するための措置として、早期退職者への手当の割り増しや再就職支援にむけた措置を講ずる必要がある。

5月29日の閣議報告も、「中間的な議論の整理」を迫認したものです。なお、「有識者会議」は、「新たな年金制度のあり方(給付と負担のあり方、水準等)」もふくめて、今後も議論を継続し、「最終的な議論の取りまとめを目指す」としています。

(3) 昨年1月の「総人件費に関する関係閣僚会議」(※2)で、退職手当が公務員総人件費削減の対象の一つにあげられ、「退職後給付に係る官民比較の準備を進める」とされたことが今回の退職手当引下げの動きの出発点です。

退職手当の大幅削減は、民主党政権のマニフェストである「公務員総人件費2割削減」を推進することが目的であり、消費税増税のお膳立てをするために公務員の「身を切る改革」を国民に見せるねらいを持っています。

こうした思惑のもとに、行革担当大臣である岡田副首相は、国の厳しい財政状況も口実にして、「段階的引き下げ措置」ではなく、来年3月の退職者から一気に400万円超の退職手当を引き下げるよう主張するなど、きわめて強硬な態度を示しています。

※2 今日、閣議の前に、総人件費に関する関係閣僚会議が開催をされまして、そこで例の総人件費2割削減という、与党の、民主党のマニフェストに基づく作業を具体的に始めるという、そういう打ち合わせ、申し合わせをしました。具体的には、給与について、…いわゆる深掘り、給与の更なる引下げを行うということで、今通常国会に、それまでにまとめて、給与法の改正法案を出すということ。それから、定員について、…仕事を減らすことによって各府省の定数を減らすということ、それから、定数については、各府省の配置転換を促進するという、それから、引き続き採用抑制をするかどうかについても検討するという、それから、**退職手当や共済等の課題についても検討を進めるということ**。こういう検討項目について、…作業を進めるということ、申し合わせをしたところであります。(片山総務大臣閣議後記者会見の概要・2011年1月28日)

(4) これら一連の経過からも、「有識者会議」を「隠れ蓑」に、退職給付に関わる官民較差への対応方針を取りまとめ、人事院の調査結果公表からわずか3か月たらずで、約400万円もの大幅な退職手当削減を閣議が了承しました。これは、今国会で消費税増税法案を何としても成立させたいとする財界の意に沿った野田首相の姿勢を反映したものにほかなりません。

以上の点から、大幅な退職手当の削減を断じて許さないため、消費税増税阻止の国民的なたたかいとも結びつけて、急速に運動を強めていくことが求められています。

2、退職手当削減の問題点について

(1) きびしい財政事情を口実にした、公務員総人件費削減は、使用者責任の放棄

—退職後の将来設計に重大な影響、若者からも働きがい奪う—

公務労働者は、連年にわたる賃下げの強行で、手取り収入と可処分所得は減り続けています。そのため、わずかばかりの預貯金の取り崩しさえ余儀なくされています。わたしたちにとって、退職手当は退職後の生活設計を考える際の重要な拠り所です。退職手当の一定部分を返済に充てる計画で住宅ローンや共済組合の貸し付けを利用することなどは、一般的によくある例です。

国のきびしい財政事情を口実にした、公務労働者の賃金削減は、使用者としての責任を放棄するものです。引き下げ額とされている402.6万円は、退職時の月例給の約10ヵ月分、現在の退職手当の14.9%に相当します。大幅な退職手当の削減は、退職後の生活設計を根本から突き崩すものであり、絶対に容認できません。また、青年層にとっては、将来不安をさらに大きくし、働きがいや仕事への意欲を失わせるものです。また、まもなく退職の時期を迎える高齢層にとっては、突然の想定外の提案であり、その強行は老後の生活に大打撃をあたえ、生活の見通しさえ持てなくするものです。

（２）教職員をはじめとした地方公務員や公務関連労働者、さらには民間労働者にも影響

国家公務員の退職手当の削減は、わたしたち教職員をはじめ自治体労働者、独立行政法人職員などへ連動することは避けられません。

国家公務員の退職手当「改正」法が強行されれば、すぐに政府・総務省は、各都道府県や市区町村の当局に対して、国に準じて退職手当条例を「改正」するよう求めます。それは、国の退職手当法が改悪されるたびに行われてきたことです。特に、教職員の場合は義務教育費国庫負担金制度があり、都道府県における独自措置の余地はほとんどありません。

また、この間の攻撃は、常に官民の較差に焦点があてられており、公務における退職手当の大幅引き下げは、民間の退職金にも影響を及ぼすことは明らかです。そして、労働者全体の生涯賃金所得を引き下げることになるため、個人消費の落ち込みをさらにすすめ、地域経済にも否定的な影響を与えます。

財政と日本経済の立て直しが国の重要課題となっているもとの、退職手当の大幅削減は、景気と財政をさらに悪化させることになります。

（３）国民犠牲の突破口としての拙速な検討は認められません

野田内閣は、退職手当引下げを国民に消費税増税をはじめとする「税・社会保障の一体改悪」を押し付ける露払いと位置づけています。そのため、「有識者会議」の議論が未了であるにもかかわらず、退職手当削減にかかわる政府の基本方針を閣議で了承しました。

退職手当の大幅削減は、重要な労働条件の不利益変更です。政府は使用者責任を果たし、労働組合との時間をかけた交渉のもとで、納得と合意を得る努力を行うことは当然です。また、労使の合意が得られない場合は、ゴリ押しせず、提案を取り下げることが当然の対応です。その点で、労働組合との話し合いもなく400万円を超える退職手当削減の方針を閣議で承したことは許せません。また、来年3月末から退職手当を大幅削減するという政府方針は、個々の公務労働者に「年度末で退職するか、それとも働きつづけるのか」という選択の余地を与えないものであり、手続き上も許されません。

（４）公務の特殊性をふまえた検討こそ行うべきです

「有識者会議」での議論は、人事院の調査結果について一部委員から異論が出されたものの、基本的には是認し、民が官を上回った5年前の調査とは正反対に400万円以上の官民逆較差が生じたことへの検討・検証はおこなわれませんでした。また、官民較差の解消だけに目がむけられ、公務員のふさわしい退職給付のあり方などについては議論されたとはいえませんが。

本来なら、勤続報償的な要素が強い公務の退職手当と民間の退職給付との違いや、雇用慣行・退職慣行の違い、公正・中立な公務を確保することなど公務の特殊性をふまえた退職手当の水準を検討すべきです。機械的な官民比較による大幅な削減は、教育や公務公共サービスの充実という点からも大きな問題を持っています。

3、当面する具体的なたたかひの推進について

（１）6月上・中旬から公務労組連絡会と総務省との交渉が始まることを踏まえ、この討議資料を活用し、職場学習をすすめます。また、6月中旬をゾーンに「退職手当の引き下げに反対する職場決議」運動を呼びかけ、この討議資料を活用し、職場学習をすすめます。

「職場決議」は、職場の教職員全員が署名できる形式のものとし、未組合員も含めたすべ

ての教職員の意思結集をめざします。「職場決議」案については、後日、構成組織に送付します。

(2) 政府あてと人事院あての署名運動を軸にとりくみをすすめます。

ただし、退職手当引下げ法案の策定が7月中旬に想定されるため、当初7月25日としていた政府あて署名「公務員総人件費削減に反対し、公務・公共サービスの拡充を求める署名」の最終集約を7月10日(火)とします。

(3) 全労連公務部会は、総務省との交渉とも連動させ、今後の情勢の推移を見すえて、重要局面における総務省前の要求行動を配置します。全国の構成組織には、緊急のとりのくみ要請にそなえていただくようお願いします。

(4) 全労連公務部会のとりのくみの具体的な方針が確定次第、構成組織に連絡を行います。

以 上